

岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱

昭和 57年	9月	2日	制定
昭和 61年	10月	1日	改正
昭和 62年	11月	10日	改正
平成 2年	2月	28日	改正
平成 3年	10月	7日	改正
平成 6年	11月	1日	改正
平成 7年	1月	31日	改正
平成 7年	10月	31日	改正
平成 8年	9月	18日	改正
平成 9年	9月	12日	改正
平成 10年	10月	5日	改正
平成 11年	10月	1日	改正
平成 14年	11月	13日	改正
平成 15年	9月	11日	改正
平成 18年	1月	20日	改正
平成 19年	2月	1日	改正
平成 19年	3月	26日	改正
平成 19年	3月	26日	改正
平成 20年	8月	20日	改正
平成 21年	5月	28日	改正
平成 22年	6月	15日	改正
平成 23年	5月	12日	改正
平成 24年	6月	11日	改正
平成 25年	6月	11日	改正
平成 27年	2月	6日	改正
令和 3年	4月	1日	改正
令和 3年	7月	1日	改正
令和 8年	2月	12日	改正
令和 8年	4月	1日	改正

(総則)

第1条 県は、病院及び診療所（以下「病院等」という。）に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため集団保育が困難な児童の保育の場を確保するため、病院等の開設者（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を含む。以下「補助事業者」という。）が行う病院内保育所運営事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、別表1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。各号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)

- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助対象施設等）

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）及び経費（以下「対象経費」という。）並びに補助金の額は別表2に掲げるとおりとし、補助率は別表3の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

- 第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。
- 2 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助目的及び事業効果に影響を与えない事業計画の細部の変更とする。
 - 3 規則第6条第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 補助事業の内容変更承認申請書 別記第2号様式
 - 二 補助事業の中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式
 - 4 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告しなければならない。
 - 5 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又

は一部を県に納付させることができる。

- 6 補助事業者が、第4項の規定により知事に報告する場合の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

- 第8条の2 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

- 第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 岐阜県院内保育事業運営費補助金交付要綱(昭和49年施行)は、廃止する。

- 3 昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 昭和60年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 昭和61年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則

1 この要綱は、平成2年2月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により行われている申請等の行為は、この要綱による改正後の要綱の規定により行われているものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この要綱による改正後の要綱の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県有子看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県有子看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県有子看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県子供を持つ看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県子供を持つ看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県子供を持つ看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成8年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県子供を持つ看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成9年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県子供を持つ看護婦確保事業費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

2 令和6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

補助事業者
市町村（一部事務組合を含む。）。ただし、病院等の管理を指定管理者が行っている場合は、当該指定管理者
日本赤十字社岐阜県支部
岐阜県厚生農業協同組合連合会
公立学校共済組合
会社法第2条第1項に定める会社
（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項の規定により株式会社として存続するものとされる有限会社を含む。以下同じ。）
社会福祉法人
一般社団法人及び一般財団法人
医療法人
学校法人及び準学校法人
病院又は診療所を開設した個人
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人国立病院機構

別表2（第4条関係）

補助対象施設	対象経費	補助金の額
<p>別表1に掲げる補助事業者が設置する医療機関における病院内保育施設が次の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設とする。</p> <p>（A型特例） 児童1人以上4人未満 保育士等数2人以上 保育時間8時間以上</p> <p>（A型） 児童4人以上 保育士等数2人以上 保育時間8時間以上</p> <p>（B型） 児童10人以上 保育士等数4人以上 保育時間10時間以上</p> <p>（B型特例） 児童30人以上 保育士等数10人以上 保育時間10時間以上</p>	<p>病院内保育所運営事業に必要な保育士の人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 委託料（上記人件費に該当するもの）</p>	<p>次の方式により選定した額に、別表3の補助事業者の区分ごとに定めた補助率を乗じて得た額の範囲内</p> <p>各病院内保育施設ごとに、対象経費の実支出額と、(1)により算定した基本額から別添「保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法」に定める保育料収入相当額を控除した額に病院内保育施設の運営に係る設置者（指定管理者を含む。以下同じ。）の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と(2)により算定した加算額の合計額とを比較して、少ない方の額を選定する。</p> <p>なお、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県厚生農業協同組合連合会の場合は、上記により選定した額に0.8を乗じた額とする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)基本額 （A型特例） $1人 \times 237,400円 \times 運営月数$ （A型） $2人 \times 237,400円 \times 運営月数$ （B型） $4人 \times 237,400円 \times 運営月数$ （B型特例） $6人 \times 237,400円 \times 運営月数$</p> <p>(2)加算額 ア 24時間保育を行っている施設 $30,750円 \times 運営日数$ イ 病児等保育を行っている施設 $278,340円 \times 運営月数$ ウ 緊急一時保育を行っている施設 $27,210円 \times 運営日数$ エ 児童保育を行っている施設 $14,760円 \times 運営日数$ オ 休日保育を行っている施設 $15,270円 \times 運営日数$ （休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日までをいう。）</p>

別表 3 (第 4 条 関 係)

補助事業者の区分	補助率
市町村（一部事務組合を含む。）及び指定管理者	3 分の 1
日本赤十字社岐阜県支部 岐阜県厚生農業協同組合連合会 公立学校共済組合 会社法第 2 条第 1 項に定める会社 〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項の規定により株式会社として存続するものとされる有限会社を含む。以下同じ。〕 社会福祉法人 一般社団法人及び一般財団法人 医療法人 学校法人及び準学校法人 病院又は診療所を開設した個人 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人国立病院機構	3 分の 2

(別添)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費 = 保育士等の数 × 標準人件費 + その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,186,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表のとおりとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

年度岐阜県病院内保育所運営事業費補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 病院内保育所運営事業所要額調書 別紙1
- 3 病院内保育所運営事業計画書 別紙2－（1）、別紙2－（2）
- 4 歳入歳出予算書（又は見込書）の抄本 別紙3
- 5 委託契約書の写し（委託契約している場合のみ添付）
- 6 病院内保育所の規定等（保育時間、保育料が明記されているもの）
- 7 指定管理者であることを証する書類（指定管理者が申請する場合のみ添付）
- 8 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県病院内保育所運営事業費補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の規定により承認を申請します

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県病院内保育所運営事業費補助金について、下記の理由により補助事業を中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1項第3号の規定により承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県病院内保育所運営事業費補助金について岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び消費税仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

年度岐阜県病院内保育所運営事業実績報告書の提出について

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る
事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 病院内保育所運営事業所要額精算書 別紙4
- 3 病院内保育所運営事業実績報告書 別紙5-(1)、別紙5-(2)、別紙5-(3)
- 4 病院内保育所歳入歳出決算(見込)書 別紙6
- 5 委託業務(委託先)の歳入歳出決算(見込)書抄本 (委託した場合のみ添付)
- 6 その他参考となる書類 (該当がある場合のみ添付)

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置（管理）する病院等の名称
代表者氏名（設置者又は指定管理者）

年度岐阜県病院内保育所運営事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった 年度岐
阜県病院内保育所運営事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	円
1 確定補助金額（交付決定額）	円
2 既受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円

【振込先】

金融機関本（支）店名

口座名義人（フリガナ）

普通・当座預金の別

口座番号